

令和元年 11 月 12 日 大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会

日 時 令和元年 11 月 12 日（火）午後 6 時 30 分～午後 8 時 30 分

場所

出席者 委 員 : 別紙のとおり

事務局 : こども青少年局子育て支援部 高井子育て支援部長

こども家庭課（瑞慶覧こども家庭課長、柏木こども家庭課長代理、
中井こども家庭課長代理、小池こども家庭課担当係長、井倉こども
家庭課係員）

こども相談センター（田宮運営担当課長、尾瀬相談支援担当課長、
音田南部こども相談センター所長

傍聴者 1 名

18:30

○司会（小池）

ただいまから、大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、ご出席いただきまことにありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、大阪市こども家庭課の小池でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

それでは、まずはじめに、お集まりいただいております委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。お手元の資料でございます「資料 1 社会的養育専門部会委員名簿」をご参照ください。

まず、関西（かんせい）学院大学 人間福祉学部 人間福祉研究科 教授 前橋 信和（まえはし のぶかず）委員でございます。

続きまして、大阪府立大学 地域保健学域 教育福祉学類 教授 伊藤 嘉余子（いとう かよこ）委員でございます。

続きまして、関西大学 人間健康学部 人間健康学科 准教授 福田 公教（ふくだ きみのり）委員につきましては、ご欠席と確認しております。

続きまして、大阪弁護士会 子どもの権利委員会 弁護士 西村 英一郎（にしむら えいいちろう）委員でございます。

続きまして、社会福祉法人 四恩学園 理事長 中西 裕（なかにし ゆたか）委員でございます。

続きまして、母子生活支援施設 リアン東さくら 施設長 廣瀬 みどり（ひろせ みどり）委員でございます。

続きまして、大阪市里親会 会長 梅原 啓次（うめはら けいじ）委員でございます。

先ほどもお伝えしたとおり、本日、福田 公教（ふくだ きみのり）委員につきまし

てはご欠席となっておりますが、過半数の委員のご出席をいただいておりますので、本部会が成立すること及び決定した議事につきましても有効であることをご報告申し上げます。

続きまして、市側出席者を紹介させていただきます。

【市側出席者紹介（高井子育て支援部長、瑞慶覧こども家庭課長、中井こども家庭課長代理、柏木こども家庭課長代理、井倉こども家庭課係員、田宮運営担当課長、尾瀬相談支援担当課長、音田南部こども相談センター所長）紹介】

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。

次第

【議事】

- 1 里親等委託率の目標について
- 2 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- 3 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組について
- 4 社会的養育経験者等への意見聴取について（実施内容と進捗状況について）
- 5 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた取組について
- 6 児童相談所機能強化について
- 7 一時保護改革に向けた取組について
- 8 その他

資料1 大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会運営規程

資料2 社会的養育専門部会委員名簿

資料3 里親等委託率の目標について

資料4 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

資料5 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

資料6 社会的養育経験者等への意見聴取について（実施内容と進捗状況について）

資料7 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた取組について

資料8 児童相談所機能強化について

資料9 一時保護機能のあり方について

資料10 今後のスケジュール予定

抜けている資料はございませんでしょうか。

それでは、当部会の公開についてご説明します。

本部会は運営規程 5. 会議の公開に基づき、公開といたします。

また、審議会等の設置及び運営に関する指針（平成 13 年 3 月市長決裁）におきまして、「会議の公開の決定をした審議会等は、個々の発言内容の要旨、発言者氏名まで記載された会議録及び答申、報告その他の審議等の結果を記載した書面を速やかに所定の場所において市民等の閲覧に供するものとする。」とされておりますので、「会議録」として委員各位からの発言内容等につきまして、ホームページ上に掲載させていただきたいと考えております。委員の皆様方にはご理解をたまわれますよう、よろしくお願い致します。

傍聴者につきまして、本日は 1 名の傍聴者があることを報告します。

それでは傍聴の方入場お願いいたします。

【 開場及び傍聴者の入場誘導 】

【 傍聴者入場、着席 】

18 : 40

○司会（小池）

次に、本日の流れを簡単にご説明いたします。

議題 1 として、里親等委託率の目標について、前回の部会にて 4 パターンの考え方を示したところですが、前회のご議論を踏まえ、本市として検討しました目標についてご説明し、委託率目標達成に向け検討しましたフォスタリング業務体制の構築等についてご説明いたします。

議題 2 として、3 月の部会にてご説明しましたパーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進に向けた取組について、部会ご議論を踏まえ目標を含め文案を固めましたので、改めてご説明させていただきます。

議題 3 として、前回、時間の関係もあり詳細のご説明ができておりませんでした施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組について、ご説明します。

この 3 つの議題につきましては、本日の議題の多さを鑑み、一連のものとして 3 つまとめての説明・質疑とさせていただきたく、19 : 30 までの 45 分間を予定しております。

次に、議題 4 として、前回の部会にて、こどもの権利擁護に係る社会的養育経験者等への意見聴取について案をお示ししましたが、実施に向け関係者と調整し、実施内容を固めましたので、ご説明します。

議題 5 として、市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた取組について、こど

も子育て支援計画と整合性を図りながら計画案を固めましたので、ご説明します。

この2つの議題について、時間の都合上まとめた説明・質疑とさせていただきます、**19：50**までの20分間を予定しております。

続いて、議題6として、児童相談所機能強化について、また、議題7として、一時保護改革に向けた取組について、一連のものとしてまとめた説明・質疑とさせていただきます、**20：20**までの30分間を予定しております。

最後に、議題8として、その他とありますが、今後のスケジュールについてご説明し、次回の部会日程について調整までさせていただければと思っております。

終了時間は**20：30**を予定しております。タイトなタイムスケジュールとなりますが、事務局としても説明時間をできるだけ短縮し、ご質疑に係る時間の確保に極力努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、前橋部会長からご挨拶いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【前橋部会長よりあいさつ】

よろしくお願いいたします。今事務局の方から本日の流れの説明がありましたが、非常に分量が多く、内容的にも非常に議論の必要のある部分もあろうかと思っております。皆様方のご協力をぜひよろしくお願いいたします。

18：45

○部会長（前橋委員）

それでは、議事に移りたいと思っております。

議題1 里親等委託率の目標について

議題2 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

議題3 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組について

この3点の議題について、議題も多いのでまとめた説明・質疑としたいとこのことです。事務局から説明をお願いします。

○事務局（小池）

それでは、お手元の資料に従って、ご説明いたします。7ページをご覧ください。

前回、里親委託率の目標について、4つの考え方を示し、各委員からの主なご意見をまとめております。・・・

～資料に沿って説明～

議題1～3について

○部会長（前橋委員）

ただいま、事務局から議題1から3について、事務局から説明がありましたが、委員のみなさんからご意見はございませんか。

○中西委員

資料23ページで乳児院の後期が82.8%となっています。一方で10ページ、10年後に里親委託率が36.5%になっている。たとえば乳児（0～2歳）であれば41%という数字になって数値が非常に乖離していますが、この施設と大阪市の乖離は具体的にどのようにして埋めるのか。特に乳児院の場合は、なかなか里親委託も進まないであろうということもありますし。精一杯の数字がこれかなと思っているのですが、このあたりはどうですか？

○小池係長

計画はまず前々回の部会でお示した通り大阪市として、算式1・算式2と国の式に従って出した目標としては、里親についてニーズに応じて人数を確保しているという前提を基に、それぞれのケースについて、里親委託が望ましいという「%」を出したところ、国の定めた75%に非常に近い、少し超える数字が算式2の結果として出てきたということがあります。そこを最終目標として目指すということ考えた時、10年後に36.5%、最終的に58.1%というところまでもっていくということまで考えた時の逆算的な考え方ですが、0歳から2歳は現状の10%ほどに比べて75%と非常に高い所を目指していて、そのなかで10年後は41%という目標になっているということがあります。

考え方ですが、里親委託率の目標については、41%を目標とすべきだと考えておりますが、一方で、施設での養育の必要な、ケアニーズの高い児童が実際多くいるので、乳児院の82.8%というのをインフラとして備えているというのを見据えながら、可能な限り低年齢児の委託というところが進んでいくのであれば、あふれてしまうこどもがいない状況にはなると考えております。

ただ、そういうところがなかなか進んでいかないという状況の時に、この82.8%が維持されている状態というのは、もちろんリソースとして考えておきたいと思っています。逆に言うと、里親委託率40%を進めていくというので、施設には60%しか措置しないという宣言をしているということではない、ということをご理解いただきたいと思います。

○中西委員

13ページ、民間委託への移行イメージで、業務を段階的に数年間で委託していくとなっていますが、大阪市の数字に合わせようとする、非常に早い段階で委託をしていかないといけないということになるかと思えます。この数年かけて、というのが非常にあいまいであると思う。

例えば最初の段階の研修については何年までにか、相談支援については何年までにと

か。資料を見ると、令和3年にフォスタリング機関を3つ作る、令和8年には4つ作ると具体的にになっているのであれば、もう少し具体的な年度がいるかと思います。

○尾瀬課長

少し資料の表現に誤りがあると思います。民間フォスタリング機関という表現は、一部のみ業務を委託している場合は、民間フォスタリング機関という名称にはならないので、例えば一連の、広報啓発から相談支援までをすべて民間で請け負った場合に民間フォスタリング機関ということになるので、研修と広報啓発を請け負う段階では、まだ民間フォスタリング機関という名称にはならないので、目標のところでは令和3年度から3か所と掲げていますが、これはあくまでも一部の業務委託ということになるので「民間フォスタリング機関」という表現は取り除くことになります。

中西委員よりご指摘のあったように、今回かなり目標数値、特に0、1、2歳児については大きな目標を示す形になっています。この目標に向けて進めるとなると、今の児童相談所の本務職員を全て児童福祉司でやっていくというのは限界があるので、早い段階で委託をしながら業務を引き継いでいかないと、この目標には到底達しないということがあります。ただ、現時点で令和2年度の予算をやっているところなので、3年度以降を明確にここに示せないということがありますが、早い段階で民間フォスタリング機関に委託をしていきたいという目標は掲げたいと思います。

○梅原委員

民間への委託のところ、資料16ページでは時間をかけて育成を図るともあります。このあたりの見極めについては大事なことだと思いますが、どのように考えていますか。

○尾瀬課長

16ページの今後の取組みの2.に、時間をかけて民間フォスタリング機関の育成を図るということで、何年かかけてから委託をするということではなくて、民間に段階的に委託をする、時間をかけるというのは委託をしてから、民間の委託団体の職員に対して、丁寧に時間をかけて育成していくというような意味合いなので、この表現も修正したいと思います。

○梅原委員

時間をかけながらと書いて、令和3年度に3ヶ所となっているため、そこはわかりやすく記載していただきたいと思います。

○西村委員

委託した後に、委託先と連携して、支援をすることはずっとやっていくという意味合いですが、委託してから育成をするという文章になってしまっていないですか。「そんな未成熟なところに委託してどうするのか」と言われてしまいそうに思うが。

○尾瀬課長

既存の団体や里親開拓研修支援など実績や経験のあるような団体があればよいですが、そういう機関や団体が今はない。大阪府でもやっていますが、児童相談所の職員が委託後に委託団体の職員に丁寧に業務を教え込みながら、育成の視点を持って委託をしていくので、どうしてもこのような表現になってしまうところがあります。

○梅原委員

13 ページの相談支援というところで、委託とありますが、フォスタリング機関においては、里親会としっかり連携を取っていかないと、別のところでリクルート、研修支援ということになってしまうと、これは違うのではないかと思います。そこもはっきり明記してもらいたい。

○尾瀬課長

ご指摘のあった 16 ページの 5. に、本市においてこれまで乳児院、児童養護施設に配置されている里親支援専門相談員、家庭養護促進協会、大阪市里親会が協力しながら里親相談会をやっている。大阪市里親会が抜けていたので、追記します。

一方、区役所の協力を得ながら啓発活動にも取り組んでいます。今後民間にフォスタリング機関を委託していく、相談部門についても委託していくわけですが、それにあたってこれまでの関係機関としっかり協力関係を結びながら、継続して支援していく、ということがこの部分になっていますので、ご理解いただきたいと思います

○梅原委員

それがどこにも出てきていなかったの。

基本的な考え方の 3 つめに、里親支援機関があります。里親支援機関の中に里親会が入っているということですが、里親会は当事者でもあり、支援機関でもあるため、ここに含まれるというのは少し違うと思います。

ここは、里親会は別で記載していただきたいと思っています。

○尾瀬課長

里親支援機関についての表記については表現を変える方向で盛り込みたいと思います。

○西村委員

16 ページ 4 つ目の 3 行目、里親委託等推進委員会は今も存在していて、その会で様々な審議を行っているということですか。

○尾瀬課長

現在もすでにこの里親委託推進委員会、親会、部会も 3 つほどあります。里親啓発部会や自立支援部会など。

○西村委員

「チーム養育責任のもの」チームとは誰を指しているのか。

○尾瀬課長

前回福田委員に指摘いただいたところで、「チーム養育の責任のもと」としました。こども相談センター、里親支援機関、委託機関、里親支援専門相談員というところのチームの責任というイメージです。

○西村委員

既にこのチームで動いているのか。これからこのように動くということですか。

○尾瀬課長

新たにすることではなく、啓発も研修も支援もすでに一緒に取り組んでいるので、さらに強化していく、チーム養育というところを意識して取り組んでいくということです。

○西村委員

チーム養育という言葉がこの文章だけではイメージしにくくて。

不調を未然に防止したいために、個人でなくチームとしてサポートしていくというイメージでよいのだろうか。そうだとすれば、「～するのです」というのが前にないといけないのではないか。すでにあるならよいが、本当にあるのかと思う。かたちとしての体裁はあるけれども、本当にチームとして養育しているというのは機能しているのか。かたちはあるが使えていないのではないか。

○伊藤委員

15ページの基本的な考え方の3つ目のところに、「チーム養育を積極的に推進する・・・」という記載があります。

○西村委員

わかりました。

○伊藤委員

低年齢児の里親委託推進が大事、大きな目標としても出ましたが、高年齢児の里親委託推進のことも書かなくてもよいのか。低年齢児だけではなく、小学生以上も里親委託率も上げなくてはいけないので。新しく新規に学童以上の子の里親委託はイメージしづらいとしても、先ほど不調の防止ということもありましたが、委託されているこどもが思春期になって不調になって、里親宅から離れるということが多いので、思春期のこどもの里子の養育を支援するみたいなことを入れて、低年齢児だけでなく高年齢児を養育する里親を支援していく、ということが入った方がよいのではという印象があります。

もうひとつは低年齢児の里親委託推進に向けた取り組みのところで、養育者の負担が大

きいので、丁寧な研修と支援が必要ということで、それはその通りですが、これだけだと、里親がしっかり研修を受けてスキルアップをなささいという、里親だけの問題のような感じになってしまう。里親として新生児を受けるのは、里親の過失がなくとも色々なことが起こりうるので大変緊張すると思う。例えばある市では、来年度から0歳児の里親委託がある場合には、センサーを貸し出すなど、物理的な支援をすることになっています。そこまで具体的に記載する必要はないが、相談支援と研修だけでなく、具体的に行政ができることがあるのではないだろうかと思う。

○尾瀬課長

低年齢児の場合は、センサーなど他都市も導入しようとしているのを聞いていますので、検討する予定。

○中西委員

チーム養育のところですが、現状里親支援専門相談員の手が回っていないという現状があって。今実習を3つ行っており、それぞれに出かけて行って、訪問して、夜中の1時2時にメールが入ると大変です。その大変な中、民間委託して本当にできるのか。里親支援専門相談員のSVがいるのではないかと考えています。

児童養護施設と乳児院で里親の数が全然違うのにも関わらず、専門員は一人ずつということもある。一度施設の里親支援専門相談員の現状把握と、フォスタリング機関も含めた計画、現状をもう少しリサーチしてもらった方がよいのかなと考えています。

○部会長（前橋委員）

議論がたくさん出てきて非常にありがたいのですが、本日は項目が多く時間がないので、もしよければそれぞれお聞きの点について、ペーパー等で事務局にあげていただくということと、事務局については、説明で丁寧ができるところは文言の修正をしていただくというお願いをして、この議事の1、2、3についてこれでおおむねよければ、こういうかたちで行くということで了解をいただき、次に進みたいと思います。

○中西委員

もうひとつ、施設の小規模化、地域分散化というところですが、例えば児童養護施設はいっぱいで、発達障がいのあるこどもが、障がい児施設に入りますよね。そうなった時の切れ目のない支援、大阪市にある障がい児施設との連携というか、大阪市の障がい児施設について、どういう形態でよいのかということも言及する必要があるのではないかと。実際児童養護施設に入りきれない子が障がい児施設に結構行っている。障がい児施設も含めて全体の連携を考えていくべきだと思っています。

○伊藤委員

資料5、多機能化は小規模化、地域分散化の次とありましたが、多機能化のところ、ショートステイとか一時保護専用ユニットとか、いわゆる地域支援機能を付けていくこと

を多機能化という感じで書かれていますが、特に児童養護施設については、それだけではなく、退所者の支援についても多機能化のところに文言で加えてほしいと思います。退所した人が帰って来られる部屋を設けるとか。小規模化して空いた部屋を退所者支援、アフターケアにも使う。

○小池係長

昨年アフターケアについて審議いただきましたので、再掲というかたちになりますが、出来るだけわかりやすい表現で考えていきたいと思います。

○瑞慶覧課長

継続したアフターケアということで、大学に行くとか、措置延長後、措置費以外でやっていますが、もうひとつ退所者支援ということで、一旦施設を退所したこどもにどこまで退所者支援ができるかなかなか難しい所もあると思うので、「図る」とは書ききれないかもしれませんがそういうこともとても重要という表現をしたいと思うのですが。

障がい児の支援計画を福祉局でも作っていますが、整合性を図るというのがありますが、今現在、策定期間がずれていますので、福祉局も障がい児の支援計画を推進中だと思いますが施設入所の機能のありかたの文言も確認させていただきたいと思います。

○廣瀬委員

28 ページ、委託率はもちろんなのですが、家庭養育の支援というところでは、母子生活支援施設では、既に多機能的な支援をしているため、そこも記載はしてほしい。

目標について、「産前・産後から切れ目ない支援を行う」と記載されていますが、行うという部分は体制をつくるということなのか、支援をしてほしいということなのか、曖昧な表現になっています。

○小池係長

ご指摘の通り、全施設でというわけではなくて多機能化の部分は措置費以外の部分も多分にあるので自主事業というようなかたちで取り組んでおられるところ、これからのところと色々あるなかで「行う」と書いたのは、そういった状況が拡大していくという表現。ただそういったところを数値化という表現は非常に困難であったのでこういう記載になっているのですが。もちろん、そういったことを積極的に取り組んでいただいているということもヒアリング等で聞かせていただいているので、現在の取組みのところでもこういったところがますます求められているというかたちで書かせていただいた。

廣瀬委員のご指摘に基づいて目標の表現については検討したいと思います。

○部会長（前橋委員）

「施設数の増」とか「個所数の増加を図る」とか、そういうような書き方かと。

○小池係長

確かに目標的でないというか、そういう表現になってしまっていますので。

○瑞慶覧課長

さらに機能を強化する、ということになるのかもしれませんが。産前産後の母子の方についても、なかなか追いついておらず、実際には国の方の施策などを活かしながらさらに機能強化を図っていくような表現に、検討させていただきます。

○廣瀬委員

そこにこだわるのは、里親の委託についてはもちろんなのですが、家庭養育の優先というところでは乳児院からの再統合なども記載していただきたい。

19:30

○部会長（前橋委員）

たくさんご意見いただきましたがよろしいでしょうか。

それでは次の議題に移りたいと思いますが次についても4番目の「社会的養育経験者等への意見聴取について」と5番目の「市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた取組について」の2つについて、まとめて説明をお願いしたいと思います。

○事務局（小池）

それでは、議題4 社会的養育経験者等への意見聴取について実施内容と進捗状況を、また、引き続いて、議題5 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた取組についてご説明いたします。まずは31pをご参照ください。

31p～ 資料6について説明

49p～ 資料7について説明

説明は以上になります。

○部会長（前橋委員）

ここについては、今日初めて資料として出していただいています。意見聴取についてはまだ途中ということで、結果についてはまだまとまっていない、ということです。それからこども家庭支援体制については、子育て支援計画との整合性を取るという意味で主としてそちらからのものを中心に記述ということになっています。いかがでしょうか。

○廣瀬委員

母子生活支援施設の実績、計画が、先ほどもあいまいという意見を出しましたが、アフター事業など実績数値もでていきますので、この辺をしっかりとあげていただいて、母子生活支援施設の支援の可視化、見える化するような記載はできないでしょうか。

○小池係長

大阪市の計画というなかで、施設でしていただいている内容等の記載の仕方というのが難しいです。もちろん実績などを把握しておりますし、ヒアリング等でも聞き資料もいただいています。なんとか表現したい部分もありますが、計画の中で大阪市の取組んでいる内容を紹介するというかたちになると、なかなか難しいということで、今回はこのような文章になっています。

○廣瀬委員

一時保護事業も委託事業でやっていますよね。

○小池係長

そういう事業状況というところは、この計画の方の本文に盛り込めるのか、別冊、資料編ということで付けさせていただくのかということもあろうかと思います。

○瑞慶覧課長

廣瀬委員がおっしゃっているのはアフターケア事業として大阪市が委託している事業としての実績、そちらであれば大阪市もしっかりとつかんでいるので出していけるのでは。

○廣瀬委員

行政としてつかんでおられる部分の数字というのはあげていただいたら如何かなと思うのですが。

○部会長（前橋委員）

そうですね。大阪市の事業として委託しているのであれば、当然大阪市が実施しているという意味での内容の紹介は、何らかの形では出来るのではないかと思いますね。事務局の方で検討いただければ。

○瑞慶覧課長

アフターケアということで母子生活支援施設の方に入所された方であれば、施設の機能の中で、もともとの施設の多機能化のところに入れる方が、全くの在宅支援とは違うと思うので、入れ方も考えたいと思います。

○部会長（前橋委員）

資料5の方に取り上げるのであれば取り上げていただくということで。取り上げる場所も含めて事務局の方で検討いただくということでいかがでしょうか。

○伊藤委員

53ページの今後の取組みのところでは児童家庭支援センターが出てきますが、児童家

庭支援センターについてどんな補完的な役割を担ってもらうかというところで、先ほど議題になったフォスタリング機能を児童家庭支援センターに持たせていくとか、そういうビジョンは大阪市としてはありませんか。

児童家庭支援センターという言葉は里親委託のところでは出ておらず、ここで出たのですが、どんな役割を担ってもらうのか。

○小池係長

児童相談所の補完的な部分をどのように担っていくのか。児童相談所も増えていくので、検討段階です。里親支援機関については先ほどご説明したようなことを大阪市として考えておりますので、児童家庭支援センターが担うと決めているわけではないのが現状です。

○伊藤委員

児童相談所との役割分担みたいなことで、地域の支援を児童家庭支援センターが持つていくというところはここには出ているが、里親支援機能というのは特には児童家庭支援センターが担うということは、今のところは明記しないということ。

○小池係長

今検討している中で、児童家庭支援センターというのを明確に位置づけするところまではできていません。今後の可能性は否定するものではないですが、補完的なところがどこまでなのか、里親支援を担う機関が、例えば児童養護施設であればB型ということでお願いする部分も出てきているので、その住み分けも見据えたいのでなければここで明確に書けないのです。

○伊藤委員

何をさせるためにどこにどう増やすのかがわからないという印象を持ったので聞いてみました。

○部会長（前橋委員）

それがそもそも検討の課題ということですね。児童相談所は質も量も増やしていくし、今後まず児童相談所がどのような機能を担っていくのか、というところで、それを補完するのはさらに先で、今のところはちょっと難しいのかなと思います。

○中西委員

大阪市の行政相談件数が年間 6000 件ほど、施設入所が 100 くらい。その差は何かというと、結局制度によらない人がたくさんいるということで、そういう人たちが実は「制度は邪魔くさいがちょっと話したい」とか、そういうのは社会的養護のソーシャルワーカーでできない。心理士でもできない。制度がある壁の中でもっと対応したらよいと思うのですが。

この前、全国乳児福祉協議会で乳児院という名称はやめて乳幼児総合支援センター等に変える、そういう話も出ていますので、区の子育て世代包括支援センターとの整合性はどうか聞いたら、全国乳児福祉協議会は全国乳児福祉協議会で考えていない。住吉区で聞くと、乳児院は市の管轄だからということになっているので。区と子育て業務の施設をもっとうまく関連させないといけないとやっていってはいるが、そうでないとせっかく住吉区が書いた図の中に四恩学園が入っていなかったり、虐待のはなしをするときに乳児院が入っていなかったりする。市担当の事業、区担当の事業、色々あると思いますが、相互乗り入れできるような仕組み、もう少しフラットにならないのかなと思います。

私のイメージでは補完的というのは制度によらない人たちをどんなふうに支援できるかということが大事だと思っているのですが、そのあたりまではいかないですよ。

○瑞慶覧課長

制度によらないとはどのような方ですか。

○中西委員

措置されるか、されないかなどではなく、本来はサービスが必要な人がいるじゃないですか。それがなかなかギリギリにならないと出来ないという状態。

○瑞慶覧課長

こども相談センターが専門機関の中で拠点としての機能を有する、今回は区が市民の身近なところで、今後体制強化を図っていくのを担っているところがあります。大阪市の場合、狭い区域のなか24区がそれぞれ拠点機能になっており、こども相談センターも4か所ある中で、児童家庭支援センターが何を担うかと言えば、今すぐ出てこないところがあって、何を支援し何を補完するということを検討し、取り組んでいかなければならないというのが今後の課題です。

○部会長（前橋委員）

先生がおっしゃっているのはこども相談センターと区との関係ですか。そこに児童家庭支援センターが入るという意味ですか。

○中西委員

こども相談センターと区は結構うまくいっている。本庁と区がどうなっているのか、どんなふうに連携しているのかなと思っているのですが。要保護児童対策地域協議会を通じて地区担当者は一生懸命動き回っていますし。

○部会長（前橋委員）

そのところはちょうど個々のテーマになるわけですからね。

○中西委員

区の人が、市のやっている事業にあまり関心がなかったりする印象がある

○小池係長

こども家庭課の中でも区の子育て支援室に配置になった職員に対する研修、市側でやっている事業がありますが、浸透しているかと言えば課題もあろうかとは思いますが。そこを充実していくということになると思いますが。

どこもひろえていない人というのは、要保護児童対策地域協議会、その手前のところですよ。

○瑞慶覧課長

色々な方に対応する区が受け皿になると思います。

○中西委員

ショートステイは直接施設がするが、施設を出た人が結構こどもを預けるんです。児童相談所に行って相談してはとアドバイスしても「色々聞かれるからいやだ」と言われる。ある意味施設は小回りが利く。地域包括支援センターのコミュニティソーシャルワーカーは町の御用聞きみたいになっていて色々動けるわけです。

児童のそれがあればもう少し動けると思う。

○部会長（前橋委員）

要対協のことが全然触れられてないですが「要保護児童対策地域協議会を活用」は基本的な考え方に入れるわけにはいかないのか。そうすれば色々な機関が各地域の中で要対協に集まって協力して、養護だけでなく要支援など支援の網目を細かくやっていく、そんな表現は難しいですかね。

○瑞慶覧課長

各区に要対協の調整機関も置いていますのでそこは盛り込めると思っていますので検討いたします。

○廣瀬委員

中西委員のご意見から母子生活支援施設に落とし込みますと、やはり入所プロセスの違いがあって、母子は児童相談所との連携がちょっと難しい部分がある。リスクの高いケースもある中で、母子分離のケースもあり、児童相談所とのやりとりも増えてきているのですが、その中で連携がとりにくいのは反対の悩みであるというのが母子生活支援施設の現状です。

○部会長（前橋委員）

各施設の関係機関が連携していくということ盛り込むということになってくるの

か。各施設種別、連携を例示してあげるとか工夫ができるようであればやっていただきたいと思います。

他はいかがでしょうか。ここも気が付いたことがありましたら又事務局の方に連絡いただきたいと思います。

続いて議題 6、7 について、説明をお願いします。

19:50

○事務局（小池）

それでは、議題 6 児童相談所機能強化について、また、引き続き、議題 7 一時保護改革に向けた取組についてご説明いたします。まずは 55p をご参照ください。

議題 6、7 について説明

○部会長（前橋委員）

この部分も全く新しい決定を盛り込んだかたちで、児童相談所及び一時保護所のハード面、ソフト面での説明がありました。いかがでしょうか。

○西村委員

開放型一時保護所の居室は中央で作るのか。

○田宮課長

今のところそうです。大阪市、政令指定都市の場合です。

○西村委員

40 は開放型でない枠で、20 は開放型にするというところの、場所について、同じ場所を割って 2 つを作るのか、それとも全く別の地域に 20 を作るのか。これを一緒の場所に作っていたら、一つを開放型にする意味がなくなる。横に繋がってれば学校へ行ったりしてここに住んでいるという情報が洩れてしまうのではないか。

○田宮課長

同じ敷地であるが一緒には生活しない。

○西村委員

それは危険ではないのか。

○田宮課長

そこは 1 万平米あるので。どんな設計にするかは決めていませんが、基本的には混ざらないように考えています。西村委員のご指摘のとおり、一緒に住んでいれば、場所が

周りに漏れてしまう可能性があるので、そうならないように配慮する。

○西村委員

乳児の一時保護委託について全然触れられていないのですが、おそらく数字から言うとかかなりの数でしかもリスクがある。大阪市はどのようにお考えでしょうか。

○小池係長

施設の小規模化の乳児院のところに記載しています。一時保護のところにその記載はしていない。

○中西委員

児童相談所がやる一時保護所が、ハードもソフトも充実ということですが、各施設が一時保護委託をしているのでそこも含めて記載してほしい。空いているところはどこも一時保護委託をするということですから、そのリスクが高いところをどんなふう考えてくれているのか。こどもたちに差がないようにしてあげることが大事だと思います。

○伊藤委員

タイトルが「一時保護改革」であり、「一時保護所改革」ではない。

ただ、里親、ファミリーホーム、福祉施設への一時保護が委託を進めるというところではあるのでそこで「一時保護改革」になっていると思うのですが、中西委員がおっしゃっているところは抜けていると思う。再掲という形でもよいので一時保護に関する取り組みのセクションなので、施設への一時保護委託や一時保護所に入れない乳幼児の一時保護委託をどうしていけばよいかをもう少し具体的に書いた方がよいと思います。

○中西委員

一時保護施設も、養護施設の基準。対応するとしても、乳児院の基準は確実に職員が少ない。

○部会長（前橋委員）

現在の取組みの中で特に委託部分についてももう少し丁寧な記述をしていただくということであげていただきたいと思います。

○西村委員

定員ですが、南部は30で他40ですか。増やせと言っているのではなく、適正な定員というのはあるのか。施設自体も小規模化を進めていますが、人数的には適正な数値はあるのか。

○田宮課長

もう少し少ない方がよいと思っているのですが。ただ大阪市の場合、非常に多くのこ

ども達を一時保護しているのが現状なので。

一つのところに2ユニット、6人を最低限にして生活できるようにしていく。北部は狭くて、リビングは2つのチームで1つしかできなかったのですが、今後は中央の建替えや新しい4か所目のランクを変えられるなら、6人に対してリビングダイニングルームを付けることや、それぞれの浴室とトイレを家庭用でつくり、家庭的なものにしていきたい。そこで6人をみられる職員を配置していきたいと思っています。

○梅原委員

こどもたちの状態でいくと保護なのか補導なのか。一緒になっているこどもたちにとって考えるべき。あくまでも保護、その辺の配慮は必要なのではないかと、こども達の話聞いていていつも思っています。

○伊藤委員

66ページの質の向上のところ。今の取組みで一時保護所に入所しているこどものアンケートをやっており、今後は一時保護所を退所する時に意見を求める取組みを実施するというのですが、現在一時保護所を経験して里親や施設に行っている入所児童に一時保護所がどうだったか聞くと、今後新しく一時保護所を作るにあたってどこをどうすればよいか、ソフト、ハード両面で意見が聞けると思います。先ほどの議題であった意見聴取がもう始まっていますが、一時保護所はどうだったかと聞くとこんなふうだった、もっとこうしてほしいという意見が出てくるのではないかと思います。

別の自治体で色々な施設の意見聴取する際に、児童自立支援施設（への入所）は広域からくるので、色々な自治体の一時保護所から来ており、話を聞くと例えば異性との私語をしてもよかったとか、筋トレばかりさせられていたとか保護所での支援内容の格差が出るので、施設入所のこどもに一時保護所がどうであったか聞くことは意義のあることだと思います。

○西村委員

64ページ、「進行管理の手法を確立する」と書いていますが、今は確立していないから、今後やっていくという意味ですか。

○田宮課長

現実は今33.6日くらいで行く場所がない。その辺でも進行管理していかないと、短くはできないので。

○音田所長

外観上は入所後2週間で見極めをするということが示されていて、現実にはできていないという状況で、出先がないということもありますが、考え方としてはもっていかねばいけないと思っているので、現実どうしていけばよいか、その辺の仕組みだと思えます。

○部会長（前橋委員）

システムとしていったんは決めないとなかなか進まない。しかしここでは書きにくいからちょっと抽象的な表現が多いのかなという気はしました。

○西村委員

「手法を確立し」と書いてあるから今未確立なので、確立作業をする、それならいつまでかということになる。出来ているのであれば、その徹底を図るということだと思います。

○音田所長

仕組みとしてはまだできていません。

○田宮課長

例えば1か月経ったら会議をして、というのをやっているかと言えば、やっていない。

○西村委員

だいたいの手順のようなものは決まっていますか。

○尾瀬課長

例えば虐待で職権保護した事案については

- ・いつ保護されて
- ・更新までの援助方針会議がいつあり
- ・保護者との面談がいつあったとか

そういう一覧での管理的なことはしていますが、ケースにより、それ以外の事案について、そういう進行管理が見た目でできていると言われると、そこまではできていない。あくまでも一覧であって、手法というところまで行きついていないので、今後どうするかということです。

○西村委員

それなら「いつまで」と入れた方がよいのではないかと。

○部会長（前橋委員）

虐待について、そういうシステムがあるのなら、それを他に適応するというのをルール化すればそれは手法として確立することになるのではないかと。

手法があるが徹底は難しいというのであれば、それを徹底するというようなかたちでお願いしたい。

○西村委員

里親委託を進めるから施設の方を縮小するという雰囲気が出ている。現実に入所させようとして、一時保護所目から見たら施設が足りないというのはどうかと思う。

それは里親委託を進めていくから施設の方に隙が出来るという予想ですか。

○中西委員

乳児の方は、一時保護が取りやすいが、児童養護施設は地域との兼ね合いがあって難しい。本当は、施設は頑張るべきだと思うが、こども間の状況などで難しい。

○西村委員

大きい子はなかなか入れないのか。

○尾瀬課長

学校との兼ね合いがあり、施設に入所した場合は日中そこから学校へ通えないと施設の方に居ないといけないということがあるので、どうしても施設の方にこどもの一時保護を委託する場合は日中の過ごし方、学習保証などをどうするかセットで考えないといけない。そういう難しい面があります。

○西村委員

それこそ、里親委託にすればよいのではないか。

○田宮課長

そうすると産後の委託が止まってしまう。

○部会長（前橋委員）

基本的には里親を増やす。里親さんで産後の委託も一時保護の委託も可能であれば担ってもらおう。

○西村委員

里親さんはどちらが難しいのですか。高年齢児の思春期の難しさと、乳児をあつかう場合ではどちらになるでしょうか。

○中西委員

乳児は緊急の一時保護委託が多くアセスメントが全くない中で来るので何があるかわからないので本当に怖い。一時保護所があればその間アセスメントができるが、何を食べさせて良いかすらわからないような状態。

○尾瀬課長

アレルギーなど全くわからない状態。今日保護したこどもで0歳、1歳のこどもは一時

保護所ではみられないので、深夜に保護したらすぐ乳児院にお願いするのですが、その子がどんなものが食べられるのか、どういう育ち方をしているのかまったくわからない。職権保護であれば保護者も言ってくれない。そういうこどもを乳児院にアセスメントできずにお願いしているという状況もあります。児童相談所が一時保護を1週間なり3日なりすれば、こういう子であると説明できますが、緊急でお願いすることが非常に多いので無理をお願いしています。

○廣瀬委員

ひとつ確認なのですが、一時保護の機能強化のところで「保護者の支援も」という言葉が出ているが、保護者の支援も強化の中で考えていくのですか。

○瑞慶覧課長

一時保護の機能としてではなく、一時保護をしている中で、ケースワーカーが親御さんの話を聞きに行くなどの支援を行います、そこは役割分担として離れているので、一時保護機能としてはここでは載っていないということです。

○音田所長

当然一時保護の保護者支援というのも行いますが、今一番一時保護のところで課題になっているのは、梅原委員もおっしゃるように「質」のところで、本当に安全な保護が出来ているのかというところの環境を整えていくということ、こどもにとってのメリットを出していかなければいけないということで、そこにスポットを置いた書き方をしている。もちろん行政処分の際の保護者への対応、支援という部分はありますが、そういう趣旨でここでは触れていません。

○廣瀬委員

西区の幼児の死亡事例はまさにひとり親世帯なので、母子生活支援施設もつなげられなかったのかと思います。こどもの安心安全もとても大事な問題ではありますが、保護者の支援、特にひとり親へ問題は重篤ですので取り上げていくべきではないかと思えます。

○前橋委員

「一時保護」の部分ではひとり親への支援は盛り込みにくいと思います。施設での機能向上のところの方がなじみやすいのではないですか。

児童相談所、一時保護について、「一時保護所」ではなく「一時保護」ということであればもう少し盛り込んでいただけないかということで検討いただく、ということですがよろしいでしょうか。

○瑞慶覧課長

「現在の取組み」の乳児の一時保護委託については、乳児院さんに担っていただいて

いるので、そこは盛り込ませていただくということで、国の方のビジョンでは一時保護委託は、乳児であっても里親が望ましいという考え方もありますので、今後の取組みの部分については乳児院の役割とは今後の多機能化の一時保護委託のところでも計画されているということで、役割の部分と委託の部分も乳児の委託率の推進、大変難しいと思いますが、国の方針としては進めていくということがありますので、検討させていただきたいと思います。

○西村委員

乳児の一時保護委託について、さっき話題に出ていた「リスク」の話は、とてもリスクがあると思う。

○瑞慶覧課長

こどもの健康や安全を無視しても、これは国の方針だから、ということは大阪市としては考えられないので、乳児院の果たす機能というのはなくならないと思います。

○西村委員

だからその「リスク」も入れたうえでのコメントがあった方がわかりやすい。

○瑞慶覧課長

アセスメントと、こどものアレルギー、安全安心の確認をした段階での、乳児の里親一時保護委託も推進していくという表現を検討したいと思います。

○部会長（前橋委員）

そういった表現のところでも、盛り込むべきところはきちっと盛り込んでいただきたいと思います。

ここについても、お気づきの点があればご提供いただくということで。

20:20

では、次の議題に移りたいと思います。

その他となっておりますが、事務局の方から今後のスケジュールの説明があるので、説明をお願いします。

○事務局（小池）

～今後のスケジュールについて説明～

～次回の日程調整～

説明は以上です。

○部会長（前橋委員）

ただいま、事務局から今後の予定について説明がありましたので、委員のみなさんよろしくお願ひします。

ほかに、委員の皆さんからご意見等はございませんか？

次回日程：12月26日 18：00～

20：30

○部会長（前橋委員）

それでは、本日の社会的養育専門部会を終了いたします。進行を司会に返します。

○司会（小池）

前橋部会長、ご進行ありがとうございました。

本日は、委員のみなさまにはお忙しい中ご審議いただきましてありがとうございます。

本部会で頂戴しましたご意見等を踏まえまして、今後とも本市の社会的養育推進計画の策定作業を進めてまいります。

本日は、どうもありがとうございました。